

●香川県告示第574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年12月21日から平成20年1月11日まで一般の縦覧に供する。

平成19年12月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 西植田高松線（156号）
- 3 道路の区域

| 区 間  | 変 更<br>前後別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考    |
|--|------------|-----------------|---------------|--------|
| 高松市由良町字川久保622番4地<br>先から<br>高松市由良町字川久保624番2地<br>先まで | 前          | 6.0~7.6         | 65            | 迂回路の廃止 |
|  |            | 6.0~7.0         | 81            |        |
|  | 後          | 6.0~7.6         | 65            |        |